

Q.

もうすぐ引越しをする予定です。引越しのときの手続きについて教えてください。

A.

日本国内で引越しをするときは、住所が変わったことを役所に知らせる必要があります。

引越し先が同じ市区町村か、別の市区町村かによって、手続きの仕方が違います。

(例) ・名古屋市の中区から中区へ引越し→同じ市区町村エリア内へ引越し

・名古屋市から豊田市へ引越し→別の市区町村へ引越し

どんな手続きが必要か、どこでするかは、下の表を見てください。

1. 市区町村の役場でする手続き一覧表:

※この表にある以外の手続きも必要な場合があります。自分に必要な手続きを、引越しの前と後に必ず役所に確認しましょう。

手続きの内容		引越し前の住所を担当する (前に住んでいた住所の) 市区町村役場ですること	引越し後の住所を担当する (これから住む住所の) 市区町村役場ですること
① 住民登録 * 住所変更	同じ市区町村エリア内へ引越し	手続きの必要なし	転居届(Tenkyo-Todoke)を出す
	別の市区町村へ引越し	転出届(Tenshutsu-Todoke)を出す	転入届(Tennyū-Todoke)を出す
②	マイナンバーカード	手続きの必要なし	住所変更届(Jūsho Henkō-Todoke)を出す
③	印鑑登録(はんこの登録)	手続きの必要なし	再登録する(もう一度登録する)
④	国民健康保険	資格喪失届(Shikaku Sōshitsu-Todoke)を出す	加入届(Kanyū-Todoke)を出す
⑤ 児童手当 認定申請 (子どもへのお金を もらうための 手続き)	同じ市区町村エリア内へ引越し	手続きの必要なし	住所変更届(Jūsho Henkō-Todoke)を出す
	別の市区町村へ引越し	受給事由消滅届(Jukyū Jiyū Shōmetsu-Todoke)を出す	認定請求書(Nintei Seikyū-sho)を出す
⑥	公立学校の転校手続 (学校を変わる時の手続き)	転校前の学校へ 転校する予定を伝える	転入届を提出し、「転入学通知書(Tennyūgaku Tūchi-Sho)」を受け取る。転校先の学校へ出す
⑦ 福祉手当・ 医療制度 (生活や病院にか かるサポート等)	同じ市区町村エリア内へ引越し	手続きの必要なし	住所変更届(Jūsho Henkō-Todoke)を出す
	別の市区町村へ引越し	受給者証(Jukyusha-Sho)を 返す	あたらしく申請する

*①「住民登録(Jūmin-Tōroku)」をすると、次のことができます。

・住所を証明する書類「住民票の写し」をもらって、使うことができます。

・日本人と同じように、名前、誕生日、性別、住所などの情報と、国民健康保険や国民年金の情報も登録されます。

・外国人の人は、国籍や在留資格などの情報も登録されます。

★重要ポイント★

★住民登録は、いろいろな行政サービスを使うためにとても大切です。新しい家に住み始めてから 14日以内に手続きをしなければなりません。

★各市区町村役場で引越しの手続きをすると、在留カードのうらに新しい住所が書かれます。この手続きは入管(出入国在留管理庁)への連絡も兼ねているため、入管にべつに行く必要はありません。

※子どもや子育て、高齢者のサポートは、市区町村によって異なります。どんなサポートがあるかは、引越し先の役所で確認しましょう。

2. その他の手続き一覧:

⑧電気・ガス・水道 →それぞれ、契約している会社に確認

- ・引越し前の家で、使うのを止める手続き・引越し後の家で、使いはじめる手続き、この2つが必要です。
- ・引越しの日の1~2週間前までに手続きをするとよいでしょう。
- ・ガスは、使いはじめるときに人が立ち会う必要があるため、早めに手続きをしましょう。

⑨郵便物の転送手続き →郵便局の窓口、ポストに出す、Web(e転居・郵便局アプリ)で確認

引越し前の住所に来た手紙や荷物を、引越し後の新しい住所へ、1年間、無料で送ってもらう手続きです。

⑩運転免許証の住所変更 →新しい住所を担当する警察署、運転免許更新センター、運転免許試験場で確認

⑪自分の国の手続きなど(必要などき) →自分の国の大使館や領事館で確認

たくさんのお手続きが大変ですが、新しい地域でもこれまで通りの生活が送れるように、ご自身の必要に応じた新生活の準備を行ってください。

そして、引越しは手続きだけでなく、隣に住む人へのご挨拶など近隣の方と良い関係になることにも心がけるとよいかもしれません。

新生活がうまくいきますように!